

審 査 基 準

令和 4 年 5 月 13 日 作成

法 令 名：技能検定員審査等に関する規則
根 拠 条 項：第 5 条第 2 項
処 分 の 概 要：技能検定員審査合格証明書の再交付
原権者（委任先）：神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：5 日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請書は、神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係 （電話045-365-3111 内線 226）
備 考：